愛 知 県

1 基本事項

本基準は、交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分について、標準的な処分量定を掲げたものである。

なお、処分を行うに際しては、過失の程度や事故後の対応等も情状として考慮のうえ 判断するものとする。

- 2 交通事故・交通法規違反に係る懲戒処分の基準
 - (1) 飲酒運転での交通事故

酒酔い運転又は酒気帯び運転で交通事故を起こした職員は、免職とする。

- (2) 飲酒運転以外での交通事故(人身事故を伴うもの)
 - ア 人を死亡させ、又は重篤な傷害を負わせた職員は、免職、停職又は減給とする。 この場合において措置義務違反をした職員は、免職又は停職とする。
 - イ 人に傷害を負わせた職員は、減給又は戒告とする。この場合において措置義務違 反をした職員は、停職又は減給とする。
- (3) 交通法規違反
 - ア 酒酔い運転をした職員は、免職又は停職とする。
 - イ 酒気帯び運転をした職員は、免職、停職又は減給とする。
 - ウ 著しい速度超過等の悪質な交通法規違反をした職員は、免職、停職又は減給とする。この場合において物の損壊に係る交通事故を起こした職員は、免職又は停職と する。
- (4) 教唆、幇助、同乗
 - ア 他の職員の飲酒運転を教唆した職員は、免職又は停職とする。
 - イ 他の職員の飲酒運転を幇助した職員、又は飲酒運転をした職員に同乗した職員は、 免職、停職又は減給とする。

3 施行日

- この基準は、平成18年9月21日から施行する。
- この基準は、平成24年9月19日から施行する。(一部改正)
- この基準は、令和5年4月1日から施行する。(一部改正)